

仙台市図書館資料収集方針

(平成 28 年 8 月 2 日市民図書館長決裁)

(目 的)

第 1 条 この方針は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に基づく公立図書館として、仙台市図書館条例施行規則（昭和 46 年 2 月 1 日仙台市教育委員会規則第 12 号）第 2 条（1）に定める事業を行うため、仙台市図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 公共図書館の役割及び社会の動向に十分配慮し、児童・青少年・成人・高齢者・障害者等すべての利用者の多種多様な知的要求に応えられるよう、広く市民の文化、教養、調査研究、課題解決、趣味、レクリエーション等に資する資料を収集する。

2 収集に当たっては、「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」の精神に則り、特定の政治・宗教・思想等に偏ることなく、自由に公平に偏見なく資料を収集するものとする。

(収集する資料の範囲等)

第 3 条 収集する資料は、主として国内で発行されている各分野の広範囲なものとし、国外で出版されたものは必要に応じ収集する。

2 収集する資料の種類は次のとおりとする。

- (1) 基本図書
- (2) 一般図書
- (3) 郷土資料・行政資料
- (4) 児童図書
- (5) 逐次刊行物（新聞・雑誌・その他）
- (6) 視聴覚資料（CD・カセットテープ・DVD・ビデオテープ）
- (7) 障害者用資料（大活字本・点字図書・さわる絵本・布絵本・拡大写本・マルチメディアデジタル図書・音訳資料・その他）
- (8) 電子資料・マイクロ資料
- (9) その他、地図・図版・パンフレット・絵・軸・フィルムなど、図書館で必要とする資料

(資料収集の方法)

第 4 条 資料収集にあたっては、購入のほか、寄贈、寄託、保管転換、製作等も必要に応じて活用する。

2 各図書館において資料選定会議を行うほか、仙台市図書館全体の資料収集の適正化を図るため、調整会議を行うものとする。

(資料収集の分担等)

第 5 条 各図書館における資料収集の概要及び分担については、次のとおりとする。

(1) 仙台市民図書館

すべての市民を対象にした総合的サービスの拠点として、資料を網羅的に収集する。特に基本図書・郷土資料・行政資料の充実に努める。

(2) 仙台市泉図書館・仙台市宮城野図書館・仙台市若林図書館・仙台市太白図書館

主に各区の地域住民を対象にした総合的サービスの窓口として、資料を網羅的に収集する。

なお、資料によっては各図書館と分担収集を図る。

(3) 仙台市榴岡図書館・仙台市広瀬図書館

小規模な分館として、一般図書・児童図書・逐次刊行物を中心に、時機を得た資料並びに貸出効率の高い資料の収集に努める。

2 分館を除く各図書館の分担収集分野については、別表のとおりとする。なお、必要に応じて図書館間における保管転換を行うものとする。

(資料の除籍)

第6条 図書館における利用が見込まれなくなった資料及び長期間にわたり所在を確認できない資料や回収の困難な資料は除籍し、適正な蔵書構成の維持に努めるものとする。

(細部規定)

第7条 この方針の運用にあたって必要なことは、市民図書館長が別に定める。

附 則

- 1 この方針は、平成28年8月2日から実施する。
- 2 仙台市図書館資料取扱要項（平成8年3月28日市民図書館長決裁）は、廃止する。

別表（第5条第2項関係）

図 書 館	分 担 収 集 分 野
市民図書館	郷土資料 哲学・歴史関係資料 社会科学関係資料 ビジネス支援関係資料 建築・美術関係資料 言語関係資料 東日本大震災関連資料
泉図書館	児童書研究資料 自然科学関係資料 技術工学関係資料 ビジネス支援関係資料 福祉関係資料
宮城野図書館	文学関係資料（文学賞受賞作品・文学全集を含む）
若林図書館	農業・園芸関係資料
太白図書館	健康・医療関係資料